

第 158 回

定時株主総会招集ご通知



開催
日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



開催
場所

大阪市中央区今橋二丁目6番14号
当社本社事務所

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議 事項

- 第1号議案 第158期剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役補欠者1名選任の件
- 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

書面またはインターネット等による議決権行使期限
2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場は、お控えいただきますようお願いいたします。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、医療従事者の方々をはじめ、感染拡大防止のためにご尽力されている皆様に感謝申し上げます。

この、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の危機は、改めて当社の存在意義や価値を考え直す機会となりました。2020年11月に発表した成長戦略－Good to Greatを策定する中で、行き着いた答えは「私たちは地球と世の中に貢献するために存在している」ということであり、これはまさに「利益追求と社会発展への貢献」を経営の基本とした、創業者 岩井勝次郎の志そのものである、ということでした。

当社グループは、創業の精神に立ち返り、これからも社会に必要とされる企業であるために取り組むべき重要課題として、新たに4つのマテリアリティを特定いたしました。

1. 脱炭素の実現
2. QOL（生命の質、生活の質）の向上
3. 資源と経済循環両立の高度化
4. 多様な人材が活躍するグループへ

当社グループは、塗料と塗料で培った技術や人財を、脱炭素社会、サーキュラーエコノミー、安全で安心な社会の実現に向けていくことに全力で取り組み、サステナビリティを追求してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

毛利訓士

証券コード 4613
2022年6月8日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市神崎町33番1号
(本社事務所 大阪市中央区今橋二丁目6番14号)

関西ペイント株式会社

代表取締役社長 毛利 訓士

第158回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、当日の会場ご出席はお控えいただき、書面またはインターネット等によって議決権を行使いただくことを推奨申し上げます。詳細につきましては、4頁以降のご案内をご高覧のうえ、いずれかの方法により、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区今橋二丁目6番14号 当社本社事務所 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | <p>1. 第158期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 会計監査人及び監査役会の第158期連結計算書類監査結果報告の件</p> |
| 決議事項 | <p>第1号議案 第158期剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役8名選任の件</p> <p>第4号議案 監査役補欠者1名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件</p> |

以 上

【株主総会当日の当社の対応について】

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、当日の会場ご出席はお控えいただき、書面またはインターネット等によって議決権を行使いただくことを強く推奨申しあげておりますが、株主様がご来場された場合の当日の会場における当社の対応については以下のとおりとしておりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

- ・当日会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指消毒の実施をご協力お願いいたします。
- ・運営スタッフはマスク着用で対応に当たらせていただきます。
(株主の皆様も同様に、会場内ではマスクの着用をご協力お願いいたします。)
- ・当日会場の座席は、予防措置として間隔を空けた配置とさせていただきます。
(座席配置の関係上、席数に限りがございます。万が一、お席を用意できない場合は、ご入場をお控えいただくことがありますので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。)
- ・株主様へのお土産のご用意はありません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・万が一、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況により、株主総会当日の開催運営に変更が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kansai.co.jp/>) にその内容を掲載してお知らせいたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【インターネット上の当社ウェブサイトでの掲示について】

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「企業集団の現況に関する事項」の一部、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」及び「会社の体制及び方針」の一部、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kansai.co.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしません。なお、監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している書類となります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

目 次

第158回 定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 第158期剰余金処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役8名選任の件	9
第4号議案 監査役補欠者1名選任の件	18
第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件	19
事業報告	27
連結計算書類・計算書類	50
監査報告	54



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



【ご推奨】書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時到着分まで



【ご推奨】インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
関西ペイント株式会社 御中

株主総会日 議決権の数

私は上記開会の定款株主総会（継続会または仮会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。
2022年6月29日

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否
第4号	賛 否
第5号	賛 否

議決権の数 1票ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 書面（郵送）で議決権を行使する場合は、同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- インターネットで議決権を行使する場合は、本ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

ログイン用紙コード

見本

関西ペイント株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

上記の議案以外

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

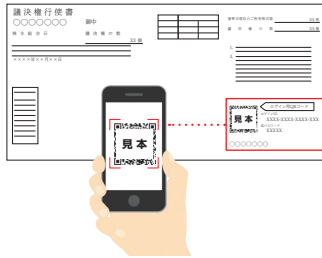
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

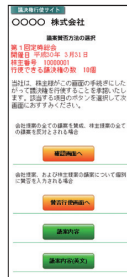
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



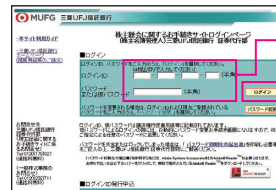
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufj.jp/>

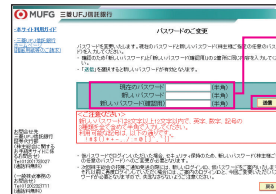
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否を入力してください。

インターネットによる議決権行使でパソコンまたはスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

- ・インターネットによる議決権行使にあたり、議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。また株主様のインターネット利用環境によってはご利用できない場合があります。
- ・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 | 第158期剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化を通じて収益力の向上を図り、株主の皆様に対し配当を安定的・継続的に実施することを考慮しながら、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤を確立し、さらなる成長に向けて、研究開発への投資、国内外の生産販売体制の整備等に有効活用してまいります。

当期剰余金処分につきましては、以上の方針のもと、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金15円 総額3,873,013,050円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第16条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2.</u> 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p>
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）の任期が満了いたします。つきましては、当社の成長戦略に沿った中期経営計画を実効的に推進するため、引続き現任の取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、これにより独立社外取締役が取締役会に占める比率は1／3超を維持することとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位		取締役会への出席状況
1	毛利 訓士	代表取締役社長	再任	17／17回 100%
2	高原 茂季	代表取締役副社長執行役員	再任	13／13回 100%
3	古川 秀範	代表取締役専務執行役員	再任	17／17回 100%
4	寺岡 直人	取締役常務執行役員	再任	17／17回 100%
5	西林 均	取締役常務執行役員	再任	17／17回 100%
6	吉川 恵治	社外取締役	再任 社外 独立	17／17回 100%
7	安藤 知子	社外取締役	再任 社外 独立	17／17回 100%
8	ジョン P.ダーキン	社外取締役	再任 社外 独立	17／17回 100%

(注) 高原 茂季氏は、2021年6月29日付で取締役に就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

指名の方針

取締役候補者については、取締役会がその責務を実効的に果たすため必要な知見・能力に加え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性も備えたバランスの取れた構成となるよう指名しております。

また、社外取締役候補者については、高度な専門性及び豊富な経験を有する、経営経験者、弁護士、会計士等の中から、当社の独立性基準に照らし合わせて指名しております。

指名の手続き

当社では、取締役候補者の選任議案の付議につきましては、社外取締役3名、社外監査役2名からなる指名委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。

候補者
番号

1

もうりくにし

毛利 訓士

(1958年3月28日生)

再任



所有する当社株式の数	12,700株
取締役会への出席状況	17/17回 (100%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社

2010年6月 当社取締役 塗料事業部長補佐

2015年6月 当社代表取締役常務執行役員 営業、国際管掌
兼 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長

2018年4月 当社代表取締役専務執行役員 COO

兼 営業管掌 兼 塗料事業部長

兼 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長
(2019年3月退任)

2019年4月 当社代表取締役社長（現任）

選任の理由

毛利訓士氏は、当社塗料事業に対する豊富な知見と実績を有し、2019年に代表取締役社長に就任以来、第16次中期経営計画を軸に強いリーダーシップを発揮、当社グループ経営を牽引してまいりました。さらに、2020年に当社が打ち出したグループ成長戦略「Good to Great」の策定、E S G経営の推進にあたって、長期視点で当社が取り組むべき変革や施策に関し、取締役会における意思決定と監督機能の中心的役割を果たしております。これらの経験と実績を踏まえ、当社がさらに経営基盤強化を図り、中長期成長に向けた経営戦略を推進、当社グループの企業価値を向上させるための業務執行最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者毛利訓士氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

たか はら しげ き

高原 茂季 (1958年11月12日生)

再任



所有する当社株式の数 1,100株

取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1981年 4月 日本電気株式会社入社

2007年 6月 株式会社ミスミグループ本社 執行役員CFO

2011年 2月 ファイザー株式会社 取締役執行役員
経理・財務本部長CFO (2020年2月退任)

2020年 4月 当社入社 当社常務執行役員 経営推進本部長

2021年 4月 当社専務執行役員 経営推進部門長

2021年 6月 当社取締役専務執行役員 経営推進部門長

2022年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 経営推進部門長
(現任)

(重要な兼職の状況)

Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役

関西ペイント販売株式会社 取締役

選任の理由

高原茂季氏は、世界有数のグローバル企業において経理・財務部門に従事し、専門的な知見と、CFOとしての豊富な経験により培われた会社経営に関する能力を有しております。2021年6月、当社の取締役に就任し、経営推進部門長として第16次中期経営計画の基軸である「資本生産性・収益性向上を伴う利益成長」に関し、グループのベストプラクティスを結集した最適手法による実行指揮を担っております。今後、当社がさらに持続的成長を可能とするためのガバナンスや経営基盤強化を図り、企業価値を向上させる経営推進を担うに最適である人材と判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者高原茂季氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

ふるかわ ひでのり

古川 秀範 (1958年9月4日生)

再任



所有する当社株式の数	17,800株
取締役会への出席状況	17/17回 (100%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	当社入社	2019年 6月	当社代表取締役専務執行役員 生産・技術・調達管掌
2011年 6月	当社執行役員 生産本部副本部長	2021年 4月	当社代表取締役専務執行役員
2013年 6月	当社取締役常務執行役員 生産本部長		生産・SCM・調達部門長（現任）
2018年 4月	当社取締役常務執行役員 技術・品質・環境管掌 兼 塗料事業部副事業部長		

選任の理由

古川秀範氏は、当社入社以来、主として技術・生産関連業務に従事し、当社製品設計や生産技術及び製品に関する広範囲な知見と豊富な経験を有し市場ニーズへの対応に成果を収めてまいりました。2019年6月以降は当社代表取締役専務執行役員として、生産・技術・調達全般を管掌し、2021年からは生産・SCM・調達部門長の任にあたり、当社サプライチェーン全体的な効率化やリスク管理を含めた最適なプロダクトマネジメントを通じ、コア事業の収益力向上を推進しております。これらの知見と実績を踏まえ、引き続き当社中長期の事業収益性向上や構造改革を推進するために最適である人財と判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者古川秀範氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

てら おか なお と

寺岡 直人 (1961年9月21日生)

再任



所有する当社株式の数	8,600株
取締役会への出席状況	17/17回 (100%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1985年 4月 当社入社	2021年 4月 当社取締役常務執行役員 日本事業部門長 兼 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長 (現任)
2012年 4月 当社執行役員 自動車塗料本部長	(重要な兼職の状況)
2019年 6月 当社取締役常務執行役員 営業管掌 兼 塗料事業部長 兼 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長	関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長

選任の理由

寺岡直人氏は、当社入社以来、自動車用・工業用塗料他、広範な販売マーケティング業務に従事し、当社塗料事業に関し広く精通した知見を有し、多くの実績を上げてまいりました。2019年6月以降は、取締役常務執行役員として営業を管掌し、2021年から日本事業部門長の任にあたり、事業環境の変化に対応するため中長期的な観点から事業マネジメントを担い、部門指揮にあたっております。これらの経験と実績を踏まえ、引き続き塗料事業全般における事業構造改革、収益力向上を推進していくために最適である人材と判断し取締役候補者といたしました。

(注) 候補者寺岡直人氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5

にしばやし ひとし

西林 均 (1963年5月31日生)

再任



所有する当社株式の数	1,000株
取締役会への出席状況	17/17回 (100%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1987年 4月 当社入社

2015年 4月 当社自動車塗料本部副本部長

2019年 4月 当社執行役員 コーポレート事業本部副本部長

2020年 6月 当社取締役常務執行役員 国際事業本部長

2020年 7月 当社取締役常務執行役員 経営推進管掌

2021年 4月 当社取締役常務執行役員 国際事業部門長 (現任)

(重要な兼職の状況)

Kansai Helios Coatings GmbH 取締役

Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役

Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd. Director

PT.Kansai Prakarsa Coatings 社長コミサリス

選任の理由

西林 均氏は、当社入社以来、主として海外事業企画やその推進業務に従事し、市場分野・地域を問わず、当社の海外子会社の事業管理や会社との連携推進する業務に広く豊富な知見と経験を有しております。2020年6月以降は、当社取締役常務執行役員として、2021年からは国際事業部門長として、海外各セグメントの事業最適化を推進し収益性向上の成果を収めております。これらの知見と実績を踏まえ、当社の中長期的な成長ドライバーとして、グローバル事業ポートフォリオマネジメントを、レジリエンスを高めつつ推進していくにあたり、最適な人財と判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者西林 均氏が社長コミサリスを務めるPT.Kansai Prakarsa Coatingsは、当社と同種の営業を行なっているほか、当社は同社に継続的に塗料を販売しております。

候補者
番号

6

よし かわ けい じ
吉川 恵治

(1950年7月6日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数 一株

取締役会への出席状況 17/17回 (100%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1973年 4月 日本板硝子株式会社入社
2008年 6月 同社取締役執行役 機能性ガラス事業部門長
2012年 2月 同社代表執行役副社長
兼 CPMO（最高プロジェクトマネージャー責任者）
2012年 4月 同社代表執行役社長 兼 CEO
2015年 6月 同社相談役（2017年6月退任）
2018年 6月 当社社外取締役（現任）

2021年 1月 ローレルバンクマシン株式会社 社外取締役（現任）
2021年 5月 イオンディライト株式会社 社外取締役（現任）
2021年 6月 株式会社フジクラ 社外取締役（監査等委員）（現任）
（重要な兼職の状況）

ローレルバンクマシン株式会社 社外取締役
イオンディライト株式会社 社外取締役
株式会社フジクラ 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要・在任期間

吉川恵治氏は、製造業界に長年携わられてこられた経験及び経営者として高い見識を有するとともに、プロダクトやサプライチェーンマネジメント、グローバル・ガバナンス等に関しても豊富な知識・経験を有しております。それら見識に基づく助言を経営に反映させるとともに、客観的に当社の経営をモニタリングいただくことが当社にとって有用と判断し、取締役候補者いたしました。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

社外取締役候補者の独立性について

吉川恵治氏は、当社グループ会社の取引先である日本板硝子株式会社の相談役に過去就任しておられ、また同社の社外取締役に当社の元役員が就任しましたが、当該取引先との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.05%未満、当該取引先の連結売上高の0.05%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。また同氏は株式会社フジクラの社外取締役（監査等委員）に就任されておられますが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.05%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。なお同氏が社外取締役を務めるローレルバンクマシン株式会社及びイオンディライト株式会社との間に取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は26頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、吉川恵治氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告（41頁）に記載のとおりであります。また、同氏が選任され、就任された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

(注) 候補者吉川恵治氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

7

あん どう とも こ
安藤 知子 (1959年7月18日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数 一株

取締役会への出席状況 17/17回 (100%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1996年12月 マスターフーズリミテッド (現マースジャパンリミテッド) 入社	2018年6月 プレス工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2006年1月 同社ピープル・パイプラインマネージャー	2019年6月 当社社外取締役 (現任)
2008年8月 日本ロレアル株式会社入社	(重要な兼職の状況)
2011年3月 同社副社長 人事本部長 (2016年5月退任)	プレス工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要・在任期間

安藤知子氏は、消費材市場に長年携わられてこられた経験及び経営者として高い見識を有するとともに、ブランドマーケティング、営業企画及び戦略的人事、人財育成領域に関しても豊富な知識・経験を有しており、それら見識に基づく助言を経営に反映させるとともに、客観的に当社の経営をモニタリングいただくことが当社にとって有用と判断し、取締役候補者いたしました。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

社外取締役候補者の独立性について

安藤知子氏が過去に在任しておられましたマースジャパンリミテッド及び日本ロレアル株式会社と当社の間取引関係はありません。また、現在、同氏は当社グループ会社の取引先であるプレス工業株式会社の社外取締役 (監査等委員) に就任しておられますが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.05%未満、当該取引先の連結売上高の0.2%未満であります。また、当社は同社の株式を90,309株保有しておりますが、同社発行済株式総数の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は26頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、安藤知子氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告 (41頁) に記載のとおりであります。また、同氏が選任され、就任された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

(注) 候補者安藤知子氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

8

ジョン P.ダーキン (1960年4月18日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数 一株

取締役会への出席状況 17/17回 (100%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

2010年4月 株式会社ベルシステム24入社 CFO
(2012年5月退任)

2013年2月 株式会社スシローグローバルホールディングス
取締役 CFO (2017年12月退任)

2018年1月 株式会社ジョンマスターオーガニックグループ
取締役 (現任)

2019年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ジョンマスターオーガニックグループ 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要・在任期間

ジョン P.ダーキン氏は、CFOとして長年経営に携わられてこられた経験があり、経営全般及び管理・財務業務に関する豊富な知識を有しております。それら見識に基づく助言を経営に反映させるとともに、客観的に当社の経営をモニタリングいただくことが当社にとって有用と判断し、取締役候補者といたしました。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

社外取締役候補者の独立性について

ジョン P.ダーキン氏が過去に在任しておられました株式会社ベルシステム24及び株式会社スシローグローバルホールディングスと、現在、同氏が取締役を務める株式会社ジョンマスターオーガニックグループと当社の間取引関係はなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は26頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、ジョン P.ダーキン氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告 (41頁) に記載のとおりであります。また、同氏が選任され、就任された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

(注) 候補者ジョン P.ダーキン氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

本総会開始の時をもって、2021年6月29日開催の第157回定時株主総会において選任いただいた監査役補欠者中井洋恵氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて監査役補欠者1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役補欠者の候補者は、次のとおりであります。

なか い ひろ え
中井 洋恵 (1961年5月20日生)

社外



所有する当社株式の数 一株

略歴及び地位 (重要な兼職の状況)

1988年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)
 2016年8月 当社社外監査役 (2017年6月退任)
 2018年6月 グンゼ株式会社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

弁護士、グンゼ株式会社 社外取締役

社外監査役補欠者の候補者とした理由

中井洋恵氏は、弁護士としての長年にわたる経験に基づく法律分野における専門的知見を有しておられ、2016年8月から2017年6月までの間は、公正・中立な立場から当社の社外監査役として経営の監視をしていただきました。また、同氏は社外取締役として企業経営の監督にあられる実績も有しておられ、それらの豊富な経験を活かし、当社グループの法務・コンプライアンスを含めたガバナンス強化のため適切な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役補欠者の候補者としたしました。

社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

中井洋恵氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

社外監査役候補者の独立性について

中井洋恵氏が所属する弁護士事務所と当社との間に取引関係はなく、また、現在同氏が社外取締役を務めるグンゼ株式会社と当社との間に取引関係はなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は26頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、中井洋恵氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

- (注) 1. 中井洋恵氏の戸籍上の氏名は、浅見洋恵であります。
 2. 中井洋恵氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 | 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

1. 提案の理由及び本制度改定を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）常務執行役員及び執行役員（国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）が行われる業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入について、2017年6月29日開催の第153回定時株主総会においてご承認をいただき今日に至っております。

今般、当社は、当社グループの企業理念の実現のために2021年11月に発表した成長戦略「Good to Great」及び今期より始める中期経営計画の達成を取締役等により一層動機づけ、また日々変化する外部環境等に合わせて役員報酬制度も変化させていく必要があると考え、新たに役員報酬の基本方針を策定し、役員報酬制度を見直いたしました。役員報酬制度の見直しに伴い、本制度について、中長期的な成長戦略実現及び企業価値の向上への貢献意識をより一層高めるとともに、今後の取締役等の役位の変動等に対応するため、拠出金額の上限額及び交付する株式数の上限額を変更いたしたいと存じます。

本制度改定は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的としており、改定内容は相当であると考えております。また、本改定については、取締役会の任意の諮問機関である評価委員会の審議を経ております。

なお、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役の員数は5名（取締役を兼務しない常務執行役員、執行役員の員数は9名）となります。

2. 本制度における改定後の内容等

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定したく存じます。改定後の内容は次のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社取締役等
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響 当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・3事業年度を対象として、750百万円
取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・90,000株に対象期間の年数を乗じた株数であり、当初の対象期間である3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の総数の上限交付株式数は270,000株 ・1事業年度あたりに取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の上限数の当社発行済株式総数（2022年3月31日現在。自己株式控除後。）に対する割合は約0.03%
当社株式の取得方法（下記（2）の通り。）	<p>本制度に伴う当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分等）より取得</p> <p>ただし、当初の対象期間にかかる当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない</p>
③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の中期経営計画で掲げる業績指標等 ・当初の対象期間に用いる指標はEBITDA、ROEとする ・それぞれの達成度に応じ、業績連動係数は0%～200%の範囲で変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・退任時 <p>（ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するときまで継続保有する）</p>

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した3事業年度（当初は、2023年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）を対象とします（本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間において、250百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である3事業年度に対しては750百万円）の範囲内で信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分等）から取得します。

当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）の通り。）の付与を行い、取締役等の退任後（ただし、取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に付与ポイント累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、750百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、750百万円の範囲内とします。

また、各本信託の信託期間の満了時で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

当社は、信託期間中の毎事業年度（初回は2023年3月31日で終了する事業年度）の末日に在任している取締役等（同日をもって任期満了等により退任した取締役等を含む。）に対して、以下の算定方法をもとに算出されるポイントを当該事業年度終了後の所定の時期に付与します。付与されたポイントは毎年累積され、取締役等の退任時に累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。

<ポイントの算定方法>

取締役等に付与されるポイントは、固定ポイント、業績連動ポイントの合計とします。固定ポイント及び業績連動ポイントは、それぞれ役位に応じてあらかじめ定める役位別株式報酬基準額の1/2にあたる固定部分（以下「固定

基準額」という。)と、残りの1/2にあたる業績連動部分(以下「業績連動基準額」という。)に業績連動係数を乗じたものを、本信託の対象期間の初年度の7月1日(この日が営業日でない場合は翌営業日とし、当初対象期間については2022年7月1日とする。)の東京証券取引所における当社株式の終値(以下「前提株価」という。)で除して算出します。

(固定ポイントの算定式)

固定基準額 ÷ 前提株価 (小数点以下の端数は切り捨て)

(業績連動ポイントの算定式)

業績連動基準額 ÷ 前提株価 × 業績連動係数(※) (小数点以下の端数は切り捨て)

(※) 業績連動係数は、当社の中期経営計画で掲げる業績指標(当初の対象期間はEBITDA、ROE)等の目標達成度に基づき、0~200%の範囲で変動します。

1ポイント=当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、90,000ポイントに対象期間の年数の3を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします(以下「上限交付株式数」という。)。そのため、3事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、270,000株(1ポイントにつき当社株式1株の場合)となります。上限交付株式数は、上記(2)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。なお、上記(2)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、90,000ポイントに延長された信託期間の年数の3を乗じたポイント数に相当する株式数とします。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、取締役等を退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から行うものとします。

このとき、当該取締役等は、ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式については納税資金確保のために本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式(単元未満株式は切り捨て)について交付を受けるものとします。

なお、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有するものとします。

(5) クローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に対し、本制度に基づき付与されたポイントの没収（マルス）並びに交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(8) ご参考

今般の役員報酬制度の改定の概要については、2022年5月11日付「当社取締役等に対する役員報酬制度の改定について」をご参照ください。

<第3号～第4号議案をご判断いただくための事項>

1. 役員賠償責任保険について

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに主要な連結子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同被保険者がその職務に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。第3号及び第4号議案の候補者が就任された場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

2. 第3号議案が可決した場合の取締役会及び監査役会のメンバー構成及びその専門性

当社の経営を遂行するにあたり必要と考える専門性及び個々の取締役・監査役に期待する専門性は以下の通りです。

役職	氏名	属性	経営	マーケティング 事業戦略	開発 プロダクト マネジメント SCM	財務・会計 M&A	グローバル	人事 人財開発	コンプライアンス ガバナンス
代表取締役 社長	毛利訓士	社内 男性	●	●					
代表取締役 副社長執行役員	高原茂季	社内 男性	●			●	●		●
代表取締役 専務執行役員	古川秀範	社内 男性	●		●				
取締役 常務執行役員	寺岡直人	社内 男性	●	●					
取締役 常務執行役員	西林均	社内 男性	●	●			●		
社外取締役	吉川恵治	独立社外 男性	●	●	●				
社外取締役	安藤知子	独立社外 女性	●	●				●	
社外取締役	ジョン P. ダーキン	独立社外 外国人男性	●			●	●		
常勤監査役	吉田一博	社内 男性	●	●				●	●
常勤監査役	長谷部秀士	社内 男性				●			
社外監査役	コリン P.A. ジョーンズ	独立社外 外国人男性					●		●
社外監査役	山本徳男	独立社外 男性				●	●		●

3. 政策保有株式に関する考え方と削減状況

当社は、2020年11月に公表いたしました成長戦略において、その実行を支えるための基盤強化の一環として、「総資産圧縮による成長投資資金の捻出」を掲げております。その方策の一つとして、政策保有株式についてはその経済合理性を検証しながら削減を推進しておりますが、当期末における現況は以下のとおりであります。

	2022年3月末時点		2021年3月末時点	
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	43	2,399	44	2,402
非上場株式以外の株式	56	58,750	60	51,581

<第158期における政策保有株式の削減（売却額）>

	銘柄数	売却金額（百万円）
非上場株式	1	57
非上場株式以外の株式	7	1,692

4. 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

第1条 この規程は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という。）を選任するための独立性に関する基準を定めるものである。

第2条 当社における社外役員は、以下のいずれにも該当してはならない。

- (1) 当社及び当社の子会社の取締役（当社及び当社の子会社の社外取締役を除く。）、業務執行取締役、監査役（当社及び当社の子会社の社外監査役を除く。）、執行役、会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、支配人その他の使用人である者
- (2) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
- (3) 当社または当社の子会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。）
- (5) 当社または当社の子会社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。）
- (6) 当社または当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）
- (7) 過去において、上記（1）から（5）に該当していた者
- (8) 過去3年間に於いて、上記（6）に該当していた者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等以内の親族及び配偶者

第3条 当社における社外役員は、前条に定める要件のほか、当社的一般株主との間で実質的な利益相反が生じる事情を有してはならない。

第4条 当社における社外役員は、本規程に定める独立性を維持することに努めるものとする。本規程に反し、独立性を有しないおそれが生じたときには直ちに当社に報告するものとする。

※注記

第1条 本基準の内容は、会社法及び東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則等に基づく。

第2条

- (2) 「主要な取引先とする者」とは、「直前事業年度において、当社連結グループへの当該取引先の連結グループとしての売上高が取引先連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (3) 「主要な取引先」とは、「直前事業年度において、当該取引先連結グループに対する当社連結グループの売上高が当社連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (4) 「主要株主」とは、「総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者」をいう。
- (5) 「多額」とは、「直前の事業年度において1,000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (6) 「多額」とは、「直前の事業年度において1,000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (9) 「重要」とは、各取引先の役員クラス及びそれに準じる者をいう。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果



当期における世界経済は、国・地域ごとにばらつきを伴いつつも総じて回復傾向にありましたが、地政学リスクの顕在化を背景とした供給制約及び原材料価格の高騰が継続し、先行き不透明な状況で推移いたしました。そのような状況下、欧州、米国、中国及びその他アジア新興国においては、感染症の再拡大や供給制約の影響はあったものの、経済活動の再開を受け、回復が見られました。アフリカにおいては、景気は感染症の再拡大が見られる一部の地域を除いて持ち直しの動きが見られました。一方、当期におけるわが国経済は、供給制約の影響は残りつつも企業収益や業況感は全体的に改善を続け、感染症の影響から一部に弱めの動きがあったものの、基調としては、持ち直した形で推移いたしました。

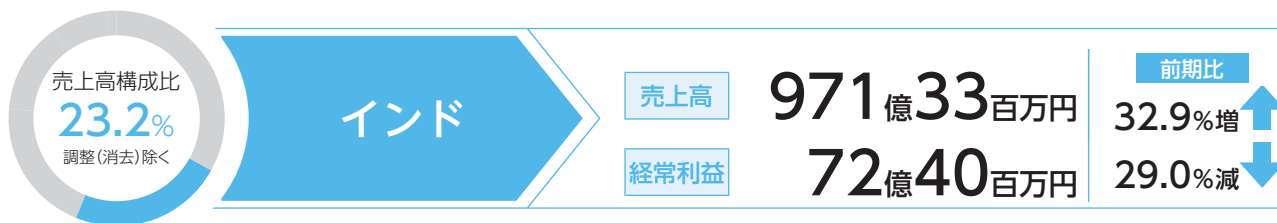
当社グループの当連結会計年度における売上高は4,191億90百万円（前期比15.0%増）となりました。営業利益は原材料価格高騰や販売費及び一般管理費が増加したことなどにより300億96百万円（前期比3.6%減）となりました。経常利益は持分法投資利益の増加や為替差益に転じたことなどにより376億11百万円（前期比4.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社東京事業所の土地一部売却に伴う固定資産売却益の計上等により265億25百万円（前期比32.4%増）となりました。

地域別セグメント実績



自動車分野は、新車用分野及び自動車部品向け塗料では自動車生産台数が前期を下回り、国内向け売上は減少しましたが、輸出が増加したことから、売上は前期並みとなりました。工業分野では、産業機械向け塗料などが堅調に推移し、売上は前期を上回りました。建築分野では家庭用塗料の需要の低下により、売上は前期を僅かながら下回りました。自動車分野（補修用）及び防食分野では、国内市況の本格的な回復には至らなかったものの、売上は前期を上回りました。船舶分野では、売上は前期を僅かながら上回りました。利益は、為替差益が増加した一方、原材料価格高騰の影響を受け、前期を下回りました。

これらの結果、売上高は1,386億20百万円（前期比3.1%減）、経常利益は143億91百万円（前期比7.3%減）となりました。



自動車分野及び建築分野では、新型コロナウイルス感染症による経済活動低迷の影響を受けたものの、前期が年初における新型コロナウイルス感染症拡大を抑止するためのロックダウンの影響を大きく受けていたこともあり、売上は前期を上回りました。利益は、原材料価格高騰の影響を受け、前期を下回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は971億33百万円（前期比32.9%増）、経常利益は72億40百万円（前期比29.0%減）となりました。



トルコでは、現地通貨ベースでの売上は伸長しましたが、通貨安による原材料価格への影響等が収益を圧迫しました。また、持分法適用会社において前期に受けた、設備投資優遇措置による租税負担減少の反動により持分法投資利益は減少しました。その他欧州各国においては、工業分野及び自動車分野（補修用）を中心に堅調な需要に支えられ売上は前期を上回り、欧州全体の売上は前期を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は843億20百万円（前期比27.8%増）、経常利益は56億8百万円（前期比7.4%増）となりました。



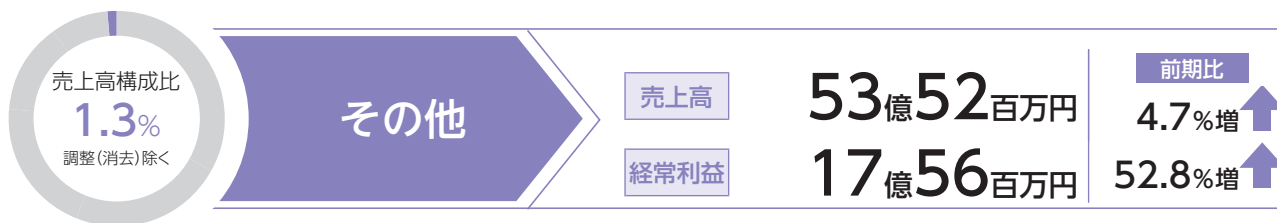
中国においては、自動車生産台数の回復を受け、自動車分野での売上は前期を上回りました。工業分野では産業機械向け塗料が堅調に推移し、売上は前期を上回りました。これらの結果、中国全体での売上は前期を上回りました。インドネシア、タイにおいては、自動車生産台数の回復を受け、売上は前期を上回りました。利益は、売上が増加した影響に加え、中国における持分法投資利益が増加したことなどにより増加しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は576億31百万円（前期比16.4%増）、経常利益は72億59百万円（前期比56.5%増）となりました。



南アフリカ及び近隣諸国の経済は新型コロナウイルス感染症の再拡大により厳しい状況が続いたものの、建築分野の需要を取り込み、南アフリカ地域の売上は伸長しました。東アフリカ地域においても、建築分野における堅調な需要を取り込み売上は伸長し、アフリカ全体の売上は前期を上回りました。また、前期より不採算事業の整理及び固定費の削減を進めた結果、収益性が改善されました。

これらの結果、当セグメントの売上高は361億31百万円（前期比29.4%増）、経常利益は13億54百万円（前期比-%）となりました。



北米では、自動車生産台数は前期並みとなったものの、自動車部品向け塗料などの売上は前期を上回り、また持分法投資利益も増加しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は53億52百万円（前期比4.7%増）、経常利益は17億56百万円（前期比52.8%増）となりました。

なお、前連結会計年度まで工業分野に区分しておりました自動車部品向け塗料につきましては、当連結会計年度より自動車分野に区分しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資につきましては、厳しい経営環境のもとで重点配分に努めました。主に、国内での製造設備の増強並びにインド及び欧州での製造設備の増強等に、総額145億36百万円を投資し、その資金は主に自己資金を充当いたしました。

(3) 経営の基本方針、経営環境及び対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「塗料事業で培った技術と人財を最大限に活かした製品・サービスを通じて、人と社会の発展を支える」ことを企業理念における使命目的としております。この使命目的は、当社の歴史において脈々と受け継がれてきた理念に由来するものであり、言わば「創業の精神」に立脚するものであります。

2020年11月、当社は成長戦略「Good to Great」を策定し、ESGを根幹とする経営への大きな変革の途上にあります。その変革とは、まさに当社が、「創業の精神」に立ち返り、顧客との信頼関係の下、塗料ビジネスのプロフェッショナルとして、持続的な利益成長と社会貢献をもたらし得る会社であり続けるためのものであります。

当社はこのような考えの下、これからも社会から必要とされる、真のGreatカンパニーとなるべく、企業価値向上に取り組んでまいります。

② 中長期的な経営戦略

当社は、2021年11月、第17次中期経営計画を策定・公表の上、本年4月より始動しました。

本計画は、当社経営が成長戦略「Good to Great」で掲げている「持続的成長サイクル」へ転換するための重要フェーズと位置付けております。2021年度を最終年度とする第16次中期経営計画におきまして、当社は「資本生産性・収益性の向上」「事業競争力の向上」「グループ総合力の向上」の3点を掲げ、事業特性に即し再編した組織体制（社内カンパニー制）の下、数々の施策を断行し「稼ぐ力」を高めるとともに、企業体質の改善を着実に実行してまいりました。

第17次中期経営計画では、これらの積み上げた成果をベースに、成長戦略「Good to Great」で設定した2050年時点の「長期目標（マテリアリティ）」達成に向け、持続的成長サイクルへの転換を確立させていく、ESGを根幹とした骨太な3か年計画として策定しております。そして、その重点方針としては、「収益性強化による資金捻出」「成長分野への積極投資」「経営基盤の強化」の3点を掲げております。

海外事業はこれまでの取組により確保してきた、各セグメント毎の事業競争力を背景として規模拡大に注力してまいります。

欧州セグメントは日本・インドと並ぶ柱として成長してまいりました。Heliosグループを主軸とした各社の協業を推進し、さらなる拡大を図ります。インドセグメントは、建築・自動車・工業の各分野の市場成長に確実に乗じた伸長を図り、アフリカセグメントは引き続き構造改革を完遂の上、現地での地位を確立させます。

一方、日本セグメントにおきましては、当社の強みである自動車用塗料をさらに強化するとともに、より合理的な調達・設計・製造を確立するなどの手法でコスト競争力を確保し収益性向上を図ります。

これら取組を通じて獲得する収益、また、これまでの財務戦略による資産の圧縮等の施策を引き続き実行することで資金を確保の上、本経営計画では、1,000億円規模の成長投資の実行を織り込んでいます。海外事業拡大、国内構造改革、新規事業開発、DX関連投資など、投資構想はすべて成長サイクルの原動力とするためのものであります。また、地域・事業ポートフォリオの整備を行いながら、既存のビジネスモデルを補完するボルトオン型のM&Aも積

極的に実行してまいります。また、当社の強固な財務基盤を活用した大型M&Aの機会も探索してまいります。これらの施策を進め、当社グループの成長を牽引していく考えです。

以上のような考え方の下、第17次中期経営計画の最終年度目標としては、売上高5,000億円、EBITDAマージン17%、調整後ROE13%と設定しております。これらは、2021年度に再編した、当社の事業部門が管轄しているグループ会社と共同で策定した現実的な目標値であると考えております。このように当社は積極的な事業成長への投資を通じた適切な株主還元を行ってまいります。なお、配当につきましては配当性向30%を目安として安定的継続的に実施してまいります。

③ 対処すべき課題

塗料産業をグローバル視点で展望しますと、今後も中長期的には着実な需要伸長を見込みますが、それは持続可能性を前提とする性格のものに大きくシフトしていくことが予想されます。一方、原油価格上昇をはじめとする様々な要因による原材料費・物流費が、引き続き高騰基調にあることは免れず、利益創出の難易度は高まっていくものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症変異株の蔓延、国際的政情不安の高まり、為替・金融資本市場の変動、主要事業である自動車産業の構造変化や半導体需給の影響拡大等、これらのリスク要因は当社グループのすべての市場分野に対し、著しく不透明性を増すものとして引き続き慎重な対応を要する状況です。

当社グループは、これらリスクをコントロールし、従業員とその家族の安全確保とステークホルダーへの責務を果たすことを最優先として事業を継続するとともに、大きな環境変化を変革のチャンスと捉え、塗料ビジネスのプロフェッショナルとしての真価を発揮し、成長軌道への舵取りを行うためのさらなる経営基盤強化施策を講じてまいります。

サプライチェーンについては、設計・調達・製造・物流すべての領域を対象に、サステナビリティ観点とコスト・品質・デリバリー等の事業観点の双方から見直し、DX推進とともに、レジリエンスと競争力を高めるための抜本的な刷新を行う計画を立案、まず国内から、この中期計画にて実行着手し、その先はグローバルの次世代サプライチェーンモデルへ展開させていく考えです。サステナビリティ課題については、当社はTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に賛同しており、京都大学と提携し、産学連携で気候変動関連項目のリスクと機会を分析、抽出の上、事業戦略に反映させていく体制としております。

また、グローバル企業としてあるべき企業であり続けるための仕組みを作り、コーポレート・ガバナンスをさらに強化するとともに、人事制度刷新による従業員エンゲージメント、人財育成、ダイバーシティ推進など、サステナブルな成長企業であるための、新たな企業文化醸成を図る施策も実行してまいります。

以上の諸施策を推進し、第17次中期経営計画を実効性の高いものとし、持続的に成長するGreatカンパニーへの変革を進めてまいります。

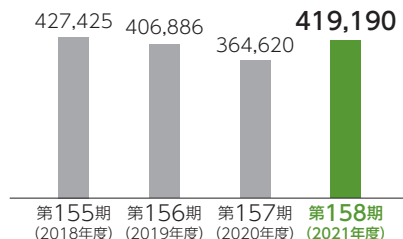
(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

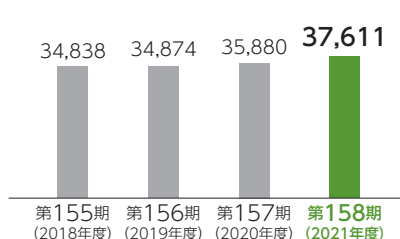
区分	年度	第155期 (2018年度)	第156期 (2019年度)	第157期 (2020年度)	第158期(当期) (2021年度)
売上高	(百万円)	427,425	406,886	364,620	419,190
経常利益	(百万円)	34,838	34,874	35,880	37,611
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	17,405	18,477	20,027	26,525
1株当たり当期純利益	(円)	67.68	71.87	77.91	103.23
総資産	(百万円)	584,135	544,123	606,580	600,057
純資産	(百万円)	320,661	320,697	338,859	375,114
1株当たり純資産額	(円)	1,050.06	1,045.99	1,115.87	1,245.73

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて計算しております。

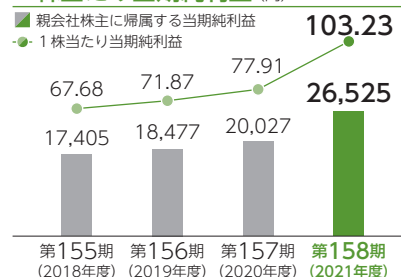
売上高 (百万円)



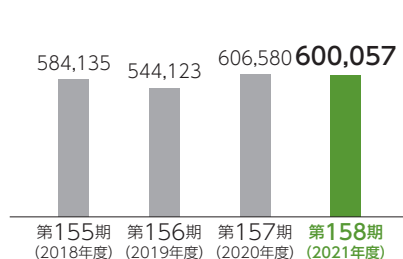
経常利益 (百万円)



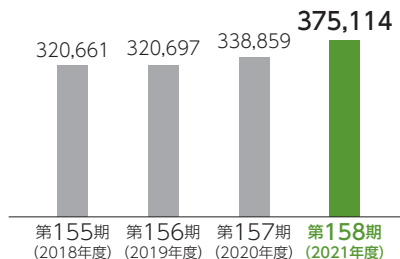
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) 1株当たり当期純利益 (円)



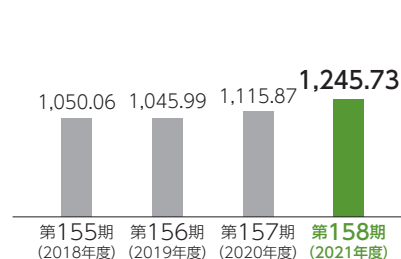
総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



1株当たり純資産額 (円)

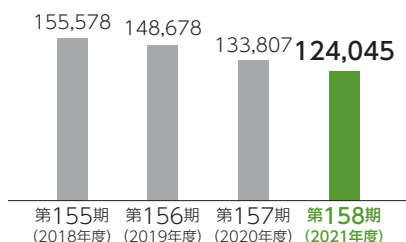


② 当社の財産及び損益の状況の推移

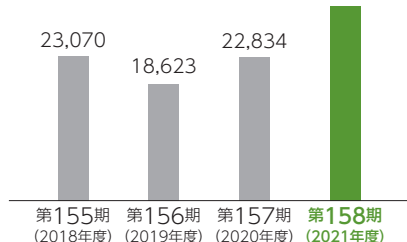
区 分	年 度	第155期 (2018年度)	第156期 (2019年度)	第157期 (2020年度)	第158期 (当期) (2021年度)
売 上 高	(百万円)	155,578	148,678	133,807	124,045
経 常 利 益	(百万円)	23,070	18,623	22,834	31,017
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(百万円)	15,688	△6,694	18,877	31,077
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	(円)	60.77	△25.93	73.14	120.40
総 資 産	(百万円)	392,544	334,706	386,319	364,499
純 資 産	(百万円)	206,840	189,140	203,554	230,607
1株当たり純資産額	(円)	801.23	732.83	788.66	893.42

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて計算しております。

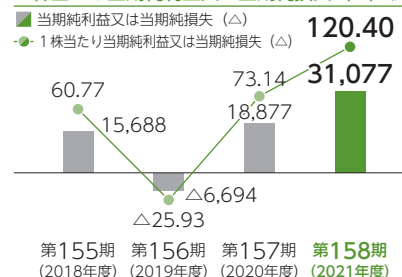
売上高 (百万円)



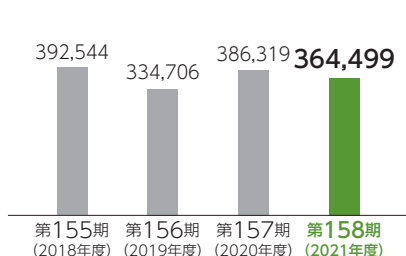
経常利益 (百万円)



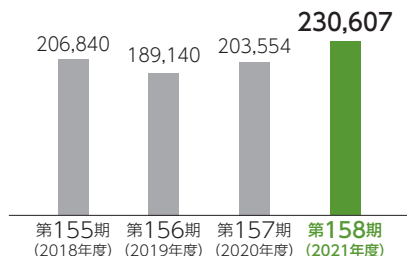
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)



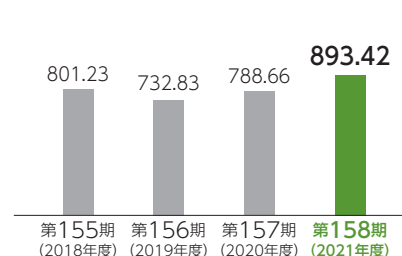
総資産 (百万円)



純資産 (百万円)

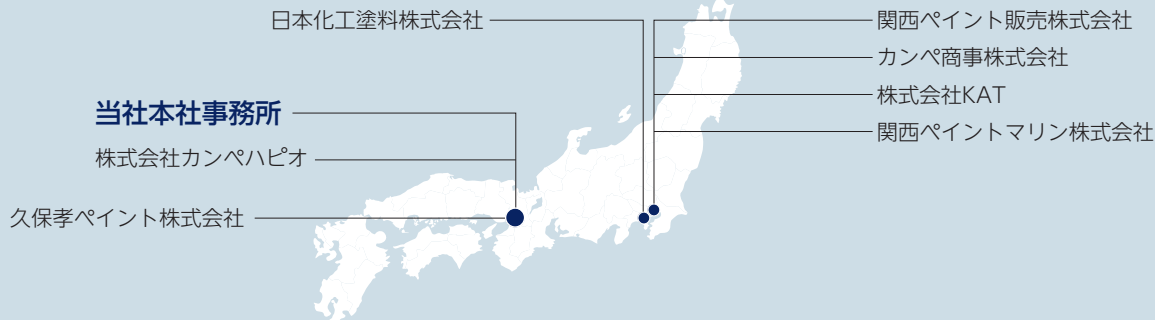


1株当たり純資産額 (円)

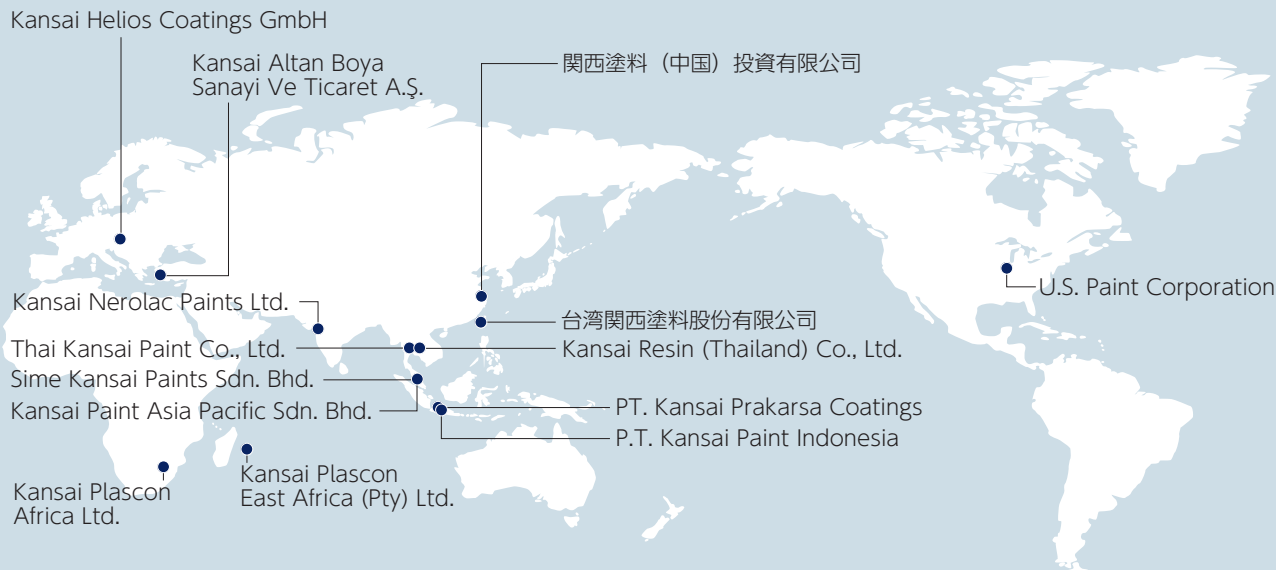


(ご参考) 当社グループの事業ネットワーク

国内



海外



(5) 重要な子会社・関連会社その他企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
関西ペイント販売株式会社	493 百万円	100.00%	塗料の販売
久保孝ペイント株式会社	150 百万円	56.85%	塗料の製造、販売
日本化工塗料株式会社	197 百万円	92.43%	塗料の製造、販売
株式会社カンペハピオ	142 百万円	89.26%	塗料の製造、販売
カンペ商事株式会社	100 百万円	100.00%	塗料の販売
株式会社KAT	50 百万円	100.00%	塗料の販売
関西ペイントマリン株式会社	90 百万円	100.00%	塗料の販売
Kansai Helios Coatings GmbH	7,500 千ユーロ	80.00%	塗料製造・販売会社の持株会社
Kansai Nerolac Paints Ltd.	538,919 千インドルピー	74.99%	塗料の製造、販売
Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd.	155,990 千USドル	100.00%	塗料製造・販売会社の持株会社
PT.Kansai Prakarsa Coatings	30,000 千USドル	65.00%	塗料の製造、販売
Kansai Paint Asia Pacific Sdn.Bhd.	226,335 千マレーシアリングギット	100.00%	塗料の製造、販売
U.S. Paint Corporation	500 千USドル	51.58%	塗料の製造、販売
Kansai Altan Boya Sanayi Ve Ticaret A.S.	29,152 千トルコリラ	51.00%	塗料の製造、販売
Kansai Plascon Africa Ltd.	2,385 千南アフリカランド	83.31%	塗料製造・販売会社の持株会社
Thai Kansai Paint Co.,Ltd.	400,000 千タイバーツ	50.50%	塗料の製造、販売
Kansai Resin (Thailand) Co.,Ltd.	330,000 千タイバーツ	90.91%	塗料の製造、販売
台湾関西塗料股份有限公司	270,000 千台湾ドル	80.51%	塗料の製造、販売
P.T. Kansai Paint Indonesia	11,500 千USドル	51.00%	塗料の製造、販売
Sime Kansai Paints Sdn.Bhd.	20,000 千マレーシアリングギット	60.00%	塗料の製造、販売
関西塗料（中国）投資有限公司	79,179 千USドル	100.00%	塗料製造・販売会社の持株会社

- (注) 1. 株式会社カンパハピオに対する議決権比率には、間接所有による議決権比率0.25%を含んでおります。
 2. U.S. Paint Corporationに対する議決権比率には、間接所有による議決権比率20.21%を含んでおります。
 3. Kansai Resin (Thailand) Co.,Ltd.に対する議決権比率は、全て間接所有によるものであります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇商會	百万円 61	% 50.00	塗料の販売
Polisan Kansai Boya Sanayi Ve Ticaret A.S.	千トルコリラ 125,003	% 50.00	塗料の製造、販売
湖南湘江関西塗料有限公司	千USドル 60,000	% 45.00	塗料の製造、販売
中遠関西塗料（上海）有限公司	千USドル 25,600	% 36.93	塗料の製造、販売

- (注) 1. 湖南湘江関西塗料有限公司に対する議決権比率には、間接所有による議決権比率16.60%を含んでおります。
 2. 中遠関西塗料（上海）有限公司に対する議決権比率は、全て間接所有によるものであります。

③ 企業結合等の経過

当期末における当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含む94社（前期末101社）、持分法適用会社は36社（前期末38社）であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

793,496,000株

(2) 発行済株式の総数

272,623,270株

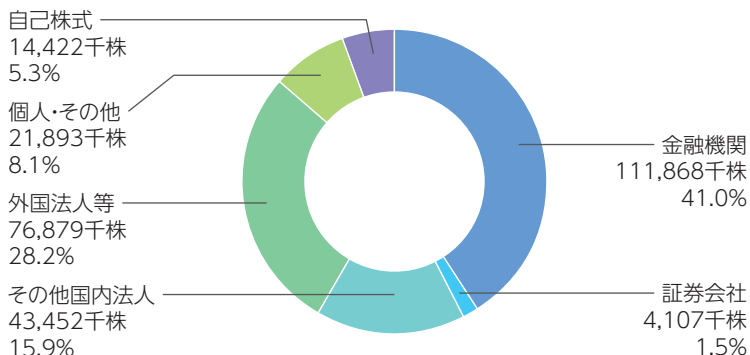
(うち自己株式数 14,422,400株)

(3) 株主数

12,019名

(4) 大株主 (上位10名)

(ご参考) 所有者別株式分布状況



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	43,953	17.02
日本生命保険相互会社	12,490	4.83
第一生命保険株式会社	12,485	4.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,278	4.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	9,880	3.82
トヨタ自動車株式会社	8,355	3.23
大同生命保険株式会社	7,607	2.94
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,163	2.38
株式会社三菱UFJ銀行	5,221	2.02
関西ペイント交友持株会	5,087	1.97

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて記載しております。
 2. 当社は自己株式を14,422,400株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 3. 持株比率は、自己株式(14,422,400株)を除いて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に、職務の執行の対価として交付された株式は、取締役2名(社外取締役を除く。)に対し、7,100株です。株式数は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

地位	氏名				担当及び重要な兼職
代表取締役社長	も 毛	り 利	くに 訓	し 士	評価委員
代表取締役専務執行役員	ふる 古	かわ 川	ひで 秀	のり 範	生産・S C M・調達部門長 評価委員
取締役専務執行役員	たか 高	はら 原	しげ 茂	き 季	経営推進部門長 関西ペイント販売株式会社 取締役 Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役
取締役常務執行役員	てら 寺	おか 岡	なお 直	と 人	日本事業部門長 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長
取締役常務執行役員	にし 西	はやし 林	ひとし 均		国際事業部門長 Kansai Helios Coatings GmbH 取締役 Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役 Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd. Director PT.Kansai Prakarsa Coatings 社長コミサリス
社外取締役	よし 吉	かわ 川	けい 恵	じ 治	指名委員会委員長 兼 評価委員会委員長 (独立役員) ローレルバンクマシン株式会社 社外取締役 イオンディライト株式会社 社外取締役 株式会社フジクラ 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役	あん 安	どう 藤	とも 知	こ 子	指名委員 兼 評価委員 (独立役員) プレス工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役	ジョン P. ダーキン				指名委員 兼 評価委員 (独立役員) 株式会社ジョンマスターオーガニックグループ 取締役
常勤監査役	よし 吉	だ 田	かず 一	ひろ 博	関西ペイントマリン株式会社 監査役
常勤監査役	は 長	せ 谷	べ 部	ひで 秀	し 士
社外監査役	コリン P. A. ジョーンズ				指名委員 兼 評価委員 (独立役員) マンパワーグループ株式会社 取締役 弁護士 (ニューヨーク州、グアム準州) 同志社大学 教授
社外監査役	やま 山	もと 本	とく 徳	お 男	指名委員 兼 評価委員 (独立役員) 日本高純度化学株式会社 常勤社外監査役

(注) 1. 2022年4月1日付で、取締役の地位及び職務委嘱の一部を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
高原茂季	取締役専務執行役員 経営推進部門長 関西ペイント販売株式会社 取締役 Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役	代表取締役副社長執行役員 経営推進部門長 関西ペイント販売株式会社 取締役 Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役

2. 2022年6月20日付で、監査役の兼職が以下のとおり変更される予定です。

氏名	異動前	異動後
長谷部秀士	常勤監査役	常勤監査役 関西ペイント販売株式会社 監査役

- 2021年6月29日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役 青柳彰氏は辞任により、退任いたしました。
- 当社は、社外取締役 吉川恵治、安藤知子、ジョン P.ダーキンの3氏と、社外監査役 コリン P.A.ジョーンズ、山本徳男の両氏の全ての社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 社外取締役 吉川恵治氏は、当社グループ会社の取引先である日本板硝子株式会社の相談役に過去就任しておられ、また同社の社外取締役に当社の元役員が就任しましたが、当該取引先との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.05%未満、当該取引先の連結売上高の0.05%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。また同氏は株式会社フジクラの社外取締役（監査等委員）に就任されておられますが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.05%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。なお同氏が社外取締役を務めるローレルバンクマシン株式会社及びイオンディライト株式会社との間に取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。
- 社外取締役 安藤知子氏は、当社グループ会社の取引先であるプレス工業株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任しておられますが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.05%未満、当該取引先の連結売上高の0.2%未満であります。また、当社は同社の株式を90,309株保有しておりますが、同社発行済株式総数の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
- 社外取締役 ジョン P.ダーキン氏は、株式会社ジョンマスターオーガニックグループの取締役に就任しておられますが、同社と当社との間に取引関係はなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
- 社外監査役 コリン P.A.ジョーンズ氏は、当社グループ会社の取引先であるマンパワーグループ株式会社の取締役に就任しておられますが、当該取引先との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の売上高の0.02%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、同氏が教授を務める同志社大学とは取引・寄付の関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。
- 社外監査役 山本徳男氏は、日本高純度化学株式会社の常勤社外監査役に就任しておられますが、同社と当社との間に取引関係はなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
- 常勤監査役 長谷部秀士氏は、当社の財務経理部門で部門長の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役 山本徳男氏は、複数の会社において長年の財務経理部門での従事経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

当社は、定款第34条に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、当社役員との間で、補償契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに主要な連結子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

同被保険者がその職務に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。当該契約の保険料は、当社取締役、監査役及び執行役員、並びに主要な連結子会社の取締役及び監査役分全てを当社が全額負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、以下の通りです。また、決定方針は、代表取締役2名、社外取締役3名、社外監査役2名からなる任意の諮問委員会である評価委員会での諮問を経て取締役会で決議しております。

ア) 社内取締役の報酬

社内取締役の報酬は、固定額の基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬で構成されております。構成比率としては、業績連動報酬のウェイトを重視し、役位が上がるほど、その割合が大きくなるよう設定しております。

取締役の平均的な比率は、基本報酬：業績連動報酬：業績連動型株式報酬＝50：40：10を目安となるよう設定しております。

・基本報酬

取締役の役位（代表取締役または取締役）及び職務内容（社長、専務執行役員、常務執行役員または執行役員）毎に定めた固定額の金銭報酬を毎月支給しております。

・業績連動報酬

会社業績及び取締役各々の個人の業績・成果等を総合的に勘案し、前年の業績連動報酬額を加算または減算した額を金銭報酬として毎月支給しております。なお、その根拠となる取締役各々の個人の業績・成果等の評価係数については、当社制度に基づき当当事業年度の目標値及び達成度を代表取締役が評価し算出した結果を元に、評価委員会での審議を経て決定しております。

・業績連動型株式報酬

当社の業績連動型株式報酬制度は、役位及び毎事業年度の会社の業績目標（EBITDA等）の達成度等に応じて、ポイントの付与を行い、付与されたポイントの累積値に相当する当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を取締役等の退任時に行う制度であります。

本制度は、毎事業年度に一定のポイントを付与する「固定部分」と、中期経営計画の対象となる期間における

毎事業年度の業績目標の達成度等に応じてポイントを付与する「業績連動部分」から構成されております。「固定部分」は株主重視の経営意識を一層高めることを目的とし、「業績連動部分」は当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高める取締役等のインセンティブを目的としております。「固定部分」と「業績連動部分」との構成割合は、標準的な業績の場合、役位別に定める株式報酬基準額のそれぞれ1/2であります。

なお、本報酬制度については見直しを行い、業績連動型株式報酬の部分については本総会の第5号議案として上程しておりますので、詳細はそちらをご参照ください。

イ) 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は職務内容を勘案し、固定額の基本報酬を中心とし、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬は対象外としております。

② 監査役の報酬

監査役の報酬は、常勤・社外の別に応じた職務内容を勘案し、固定額の基本報酬を中心としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第146回定時株主総会において年額7億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第153回定時株主総会において、業績連動型株式報酬として、いわゆる信託型株式報酬を導入しております。その上限額は2年間で190百万円以内、株式数の上限を2年間で8万株以内（以後信託期間を延長する場合は、3年間で270百万円、12万株を上限とする。なお社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の当該業績連動型株式報酬の対象は取締役7名（社外取締役を除く。）と取締役でない執行役員14名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第142回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社における個々の取締役の役員報酬の決定にあたっては、任意の諮問委員会である評価委員会が、取締役会の諮問に応じて係る以下の事項につき審議し、取締役会はそれを受け決議しております。

- ・ 取締役の個人別の業績評価及び報酬等の内容に係る方針
- ・ 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬に関わる業績目標達成度
- ・ 社会情勢等による報酬水準等に関する評価
- ・ その他、取締役の報酬等に関し、必要と認められた事項

また同委員会は社外取締役吉川恵治氏が委員長を務め、その他の社外取締役安藤知子、ジョン P.ダーキンの両氏、

社外監査役コリン P.A.ジョーンズ、山本徳男の両氏、代表取締役毛利訓士、古川秀範の両氏からなり、社外役員が過半数を占める委員で構成され、透明性・客観性が確保されております。

従って当社取締役会はその個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	284	111	137	35	6
監査役 (社外監査役を除く)	64	64	-	-	3
社 外 取 締 役	33	33	-	-	3
社 外 監 査 役	21	21	-	-	3

- (注) 1. 上記には2021年6月29日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名 (うち社外監査役1名) を含んでおります。
2. 金銭報酬として取締役に対して業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬については、目標とする主要な指標は特にありませんが、会社業績及び取締役各々の個人の業績・成果等を総合的に勘案し、評価委員会で審議した結果に基づき、前年の業績連動報酬額を加算または減算する形で算出しております。
3. 非金銭報酬等として取締役に対して業績連動型株式報酬を支給しております。業績連動型株式報酬については、EBITDAを主要な指標として用いています。その理由は、法人税、減価償却費、のれんの償却等の要因を排して実質的な収益力を評価し、企業価値増大を測る指標として適していると判断するためです。当連結会計年度におけるEBITDAの目標値は580億円 (なお期中に620億円から下方修正)、実績値は536億円でした。なお、2019年度より業績連動型株式報酬におけるEBITDAの目標値及び実績値は、営業利益+減価償却費+のれん償却費+持分法投資損益に変更しております。業績連動型株式報酬の額の算定方法は、役位に応じて一定のポイントを付与する「固定部分」と、中期経営計画の対象となる期間におけるEBITDAの目標値に対する達成度を役位毎に定められたポイントを乗じて求められる「業績連動部分」を加算して算定します。
4. 業績連動型株式報酬は取締役または執行役員の退任時に株式を交付することとしております。なお当期は退任した取締役 (社外取締役は含まず) 2名に7,100株交付しております。

※2022年度以降の社内取締役の報酬について

当社は2022年5月11日付「当社取締役等に対する役員報酬制度の改定について」で公表のとおり、役員報酬制度の見直しを行い、改定を予定しております。従って、2022年度以降の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」については以下の基本方針に基づき、決定することになります。

<役員報酬制度に関する基本方針>

当社グループは、「利益追求と社会発展への貢献」という創業の精神のもと、「塗料事業で培った技術と人財を最大限に活かした製品・サービスを通じて、人と社会の発展を支える」を企業理念における使命目的としており、

当社の役員報酬制度は、取締役等が上記の使命目的を実現し、地球と世の中の課題解決に挑戦することを推進していくために、以下の基本方針を策定しております。

- ① 当社グループの長期成長戦略「Good to Great」達成を動機付け、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであること（当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機付けとなること）
- ② 真のグローバル企業として国内外の優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬水準であること
- ③ 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

(6) 任意の諮問委員会の活動について

当社では、任意の諮問委員会として、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とし、2つの諮問委員会を設け、活動を行っております。その構成と役割は以下のとおりですが、活動の概要につきましては、「6. 会社の体制及び方針」をご参照ください。

① 評価委員会

代表取締役2名、社外取締役3名及び社外監査役2名（委員長：社外取締役）で構成しております。

1. 取締役会の実効性の評価
2. 取締役及び執行役員の前年度の業績評価及び報酬制度改定の諮問

② 指名委員会

社外取締役3名と社外監査役2名（委員長：社外取締役）で構成しております。

1. 役員人事の諮問

(7) 社外役員に関する事項

当事業年度における社外役員の主な活動状況と、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は以下のとおりです。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	吉川 恵治	出席率：取締役会17/17回（100%） 会社経営に関する豊富な経験及び多様な視点から当社の経営全般について発言をされ、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、経営戦略への助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員長及び評価委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、その議事を主導されるとともに、取締役会の活性化に貢献されています。
	安藤 知子	出席率：取締役会17/17回（100%） 会社経営に関する豊富な経験及び、特に人事戦略・人事施策の領域における専門的な視点から当社の中長期戦略について提言をされ、当社の社外取締役として貴重な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
	ジョン P. ダーキン	出席率：取締役会17/17回（100%） 会社経営に関する豊富な経験及び、特に財務戦略的視点から当社の経営推進に関する諸施策について発言をされ、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
社外監査役	コリン P.A. ジョーンズ	出席率：取締役会17/17回（100%）、監査役会16回中16回（100%） 主に弁護士としての知見に基づき、法務・コンプライアンスについて、及び当社のグローバル事業に関するマネジメントやガバナンスのあり方についても専門性の高い貴重な指摘や提言をされており、当社の社外監査役として経営の監視・監査において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
	山本 徳男	出席率：取締役会13/13回（100%）、監査役会11回中11回（100%） 財務・会計及び海外を含む関連会社の統轄業務の豊富な経験に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス、特にグループガバナンス強化について、専門性の高い貴重な指摘や提言をされており、当社の社外監査役として経営の監視・監査において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

(注) 社外監査役 山本徳男氏は、2021年6月29日開催の第157回定時株主総会において監査役に就任したため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、第157回定時株主総会後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は11回であります。

<ご参考> 2022年4月1日時点における執行役員の状況について

当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	た ぎり さわ ね 田 桐 澤 根	研究開発部門長
	とみ だ かず まさ 富 田 和 昌	グローバル自動車事業部門長 関西ペイント販売株式会社 取締役 自動車部門長
執 行 役 員	とく きよ ひで 徳 清 秀	日本事業部門 工業塗料事業本部長 関西ペイント販売株式会社 取締役 工業部門長
	かじ ま じゆん いち 梶 間 淳 一	Kansai Helios Coatings GmbH 社長
	あら き つとむ 荒 木 努	生産・S C M・調達部門 生産本部長
	たか た よう いち 高 多 洋 一	日本事業部門 汎用塗料事業本部長 関西ペイント販売株式会社 取締役 汎用部門長
	たか だ ひで お 高 田 秀 雄	経営推進部門 人事・管理本部長
	との むら ひろ のり 殿 村 浩 規	グローバル自動車事業部門 副部門長
	とみ おか たかし 富 岡 崇	経営推進部門 経営企画本部長

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、「塗料事業で培った技術と人財を最大限に活かした製品・サービスを通じて、人と社会の発展を支える」ことを企業理念における使命目的としております。顧客との信頼関係の下、塗料ビジネスのプロフェッショナルとして、持続的な利益成長と社会貢献をもたらし得る会社であり続けることが企業価値向上に繋がるものと考えております。

コーポレート・ガバナンスは、企業価値の向上を継続的に実現するために、重要な経営課題と位置付けており、企業活動の基軸として定めた「利益と公正」を当社グループの役員及び全従業員に浸透・実行させるため、諸施策を講じて充実を図っております。

2. 企業統治の体制

- ① 当社の取締役会は8名で構成されており、社外取締役には女性1名・外国人（男性）1名を含む3名の独立役員を選任しております。取締役会がその責務を実効的に果たすため必要な知見・能力に加え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性も備えたバランスの取れた構成としております。取締役の任期は1年で、毎年 の定時株主総会で選任されています。なお、取締役会が定時株主総会へ取締役候補者の上程を行うに当たっては、任意の委員会である「指名委員会」（社外取締役3名と社外監査役2名で構成、委員長は社外取締役）の審議による意見具申を受けた上で、決定されております。
- ② 取締役会は、原則月1回開催し、業績・執行状況及び中期経営計画の進捗について四半期毎にモニタリングするとともに、経営方針や法令、定款及び取締役会規程に定められた重要事項について審議しております。
- ③ 当社は執行役員制度を導入し、経営戦略に関すること、重要な執行案件及びその方針の決定については代表取締役社長以下、執行役員を主体とする経営会議にて審議後に、取締役会で決議し実行する体制としており、監督と執行の機能分離の強化を図っております。
- ④ 当社は任意の委員会である「評価委員会」（代表取締役2名、社外取締役3名及び社外監査役2名で構成、委員長は社外取締役）を設置し、取締役会の運営についての自己評価、及び取締役及び執行役員の業績評価や役員報酬のあり方等の審議を行い、取締役会へ意見具申することで、取締役会のさらなる実効性向上が継続的に実践される体制としております。

3. コーポレートガバナンス・コードへの取組

当社におけるコーポレートガバナンス・コード各原則への取組は当社ウェブサイトに掲載しております。詳細は「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の方針及び取組」(<https://www.kansai.co.jp/ir/governance/>)をご参照ください。

※「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの概要）」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況」については、インターネット開示 (<https://www.kansai.co.jp/ir/meeting/>)をご参照ください。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	276,650
現金及び預金	64,677
受取手形、売掛金及び契約資産	110,085
有価証券	3,414
商品及び製品	46,317
仕掛品	7,318
原材料及び貯蔵品	35,583
その他	12,960
貸倒引当金	△3,706
固定資産	323,407
有形固定資産	133,434
建物及び構築物	61,484
機械装置及び運搬具	32,022
工具器具備品	6,653
土地	25,666
建設仮勘定	7,607
無形固定資産	48,948
借地権	3,152
ソフトウェア	2,115
ソフトウェア仮勘定	909
のれん	27,573
その他	15,197
投資その他の資産	141,024
投資有価証券	94,192
出資金	20,966
長期貸付金	2,259
退職給付に係る資産	15,811
繰延税金資産	4,668
その他	7,763
貸倒引当金	△4,636
資産合計	600,057

科目	金額
負債の部	
流動負債	173,083
支払手形及び買掛金	72,896
短期借入金	7,646
関係会社短期借入金	20
1年内返済予定の長期借入金	1,788
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	60,010
リース債務	820
未払費用	9,862
未払法人税等	2,451
賞与引当金	4,601
その他	12,984
固定負債	51,859
長期借入金	1,294
リース債務	2,087
繰延税金負債	35,271
退職給付に係る負債	7,486
役員退職慰労引当金	500
役員株式給付引当金	143
その他	5,075
負債合計	224,942
純資産の部	
株主資本	300,299
資本金	25,658
資本剰余金	21,277
利益剰余金	279,551
自己株式	△26,187
その他の包括利益累計額	19,719
その他有価証券評価差額金	40,070
繰延ヘッジ損益	△1,790
為替換算調整勘定	△23,071
退職給付に係る調整累計額	4,512
非支配株主持分	55,095
純資産合計	375,114
負債純資産合計	600,057

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		419,190
売上原価		294,182
売上総利益		125,007
販売費及び一般管理費		94,910
営業利益		30,096
営業外収益		
受取利息	403	
受取配当金	1,565	
持分法による投資利益	5,411	
為替差益	1,447	
その他	1,621	10,449
営業外費用		
支払利息	1,533	
棚卸資産廃棄損	536	
その他	864	2,934
経常利益		37,611
特別利益		
固定資産売却益	4,519	
投資有価証券売却益	1,075	
関係会社株式売却益	24	
子会社清算益	14	
受取保険金	953	6,587
特別損失		
固定資産除売却損	187	
投資有価証券売却損	4	
早期割増退職金	170	363
税金等調整前当期純利益		43,836
法人税、住民税及び事業税	10,460	
法人税等調整額	1,130	11,591
当期純利益		32,245
非支配株主に帰属する当期純利益		5,719
親会社株主に帰属する当期純利益		26,525

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	114,776
現金及び預金	27,206
受取手形	151
売掛金	53,526
商品及び製品	7,118
仕掛品	2,485
原材料及び貯蔵品	3,572
前払費用	89
未収入金	5,358
その他	15,446
貸倒引当金	△180
固定資産	249,722
有形固定資産	33,799
建物	17,196
構築物	1,627
機械装置	3,096
車輛運搬具	31
工具器具備品	1,602
土地	10,057
建設仮勘定	186
無形固定資産	1,990
特許権	281
借地権	119
ソフトウェア	895
ソフトウェア仮勘定	651
その他	43
投資その他の資産	213,932
投資有価証券	61,231
関係会社株式	128,491
関係会社出資金	11,532
長期貸付金	2,203
関係会社長期貸付金	160
長期前払費用	416
前払年金費用	11,531
その他	2,671
貸倒引当金	△4,306
資産合計	364,499

科目	金額
負債の部	
流動負債	110,953
支払手形	62
電子記録債務	2,593
買掛金	35,476
関係会社短期借入金	4,184
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	60,010
未払金	33
未払費用	3,084
預り金	871
賞与引当金	2,154
設備関係支払手形	47
設備関係未払金	2,294
その他	138
固定負債	22,938
繰延税金負債	15,159
退職給付引当金	3,584
役員株式給付引当金	143
資産除去債務	29
その他	4,021
負債合計	133,891
純資産の部	
株主資本	196,925
資本金	25,658
資本剰余金	27,154
資本準備金	27,154
その他資本剰余金	0
利益剰余金	169,209
利益準備金	3,990
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	1,309
固定資産圧縮特別勘定積立金	1,877
別途積立金	23,136
繰越利益剰余金	138,895
自己株式	△25,097
評価・換算差額等	33,681
その他有価証券評価差額金	34,433
繰延ヘッジ損益	△751
純資産合計	230,607
負債純資産合計	364,499

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		124,045
売上原価		92,334
売上総利益		31,711
販売費及び一般管理費		24,042
営業利益		7,668
営業外収益		
受取利息	131	
有価証券利息	50	
受取配当金	22,244	
為替差益	1,345	
その他	293	24,065
営業外費用		
支払利息	32	
支払補償費	87	
棚卸資産廃棄損	162	
その他	434	717
経常利益		31,017
特別利益		
固定資産売却益	4,344	
投資有価証券売却益	849	
関係会社株式売却益	52	
子会社清算益	19	5,265
特別損失		
固定資産除売却損	93	
関係会社株式評価損	76	169
税引前当期純利益		36,112
法人税、住民税及び事業税	3,570	
法人税等調整額	1,465	5,035
当期純利益		31,077

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

関西ペイント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武 久 善 栄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西ペイント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西ペイント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重

要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して

責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

関西ペイント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 重 田 象一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西ペイント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見表明し、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また代表取締役とも意思疎通を行うとともに意見の表明を行いました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

関西ペイント株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷部 秀 士 ㊟

常勤監査役 吉 田 一 博 ㊟

監 査 役 (社 外 監 査 役) コリン P.A. ジョーンズ ㊟

監 査 役 (社 外 監 査 役) 山 本 徳 男 ㊟

以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図



開催
場所

〒541-8523 大阪市中央区今橋二丁目6番14号
関西ペイント株式会社 本社事務所
電話 06-6203-5531(代)



開催
日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)



交通のご案内

- 1 地下鉄御堂筋線
[淀屋橋駅]
8号出口より徒歩5分
- 2 地下鉄堺筋線
[北浜駅]
2号出口より徒歩5分
- 3 京阪電鉄
[淀屋橋駅・北浜駅]
19号出口より徒歩5分
- 4 京阪電鉄中之島線
[なにわ橋駅]
1号または4号出口より
徒歩10分



※駐車場・駐輪場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

関西ペイント株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。